別表六の二（二十）付表二　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

雇用者給与等支給額	1	円	連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合	個別税額控除加算額 (7)×2又は12/100 ((別表六の二(二十)「9」)<0.02又は(別表六の二(二十)「7」)＝0の場合は0)	8	円	
基準雇用者給与等支給額 (別表六の二(二十)付表一「4」)	2			個別税額控除相当額 (6)＋(8)	9		
比較雇用者給与等支給額 (別表六の二(二十)付表一「8」)	3			各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	10		
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合 調整前個別雇用者給与等支給増加額 (1)－(2) (マイナスの場合は0)	4		連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合	調整前個別雇用者給与等支給増加額 (1)－(3) (マイナスの場合は0)	11		
個別雇用者給与等支給増加額 (4)－(24)	5			個別雇用者給与等支給増加額 (11)－(38)	12		
調整前個別税額控除相当額 (5)×10/100	6			各連結法人の個別雇用者給与等支給増加額の合計額 (各連結法人の(12)の合計)	13		
個別税額控除加算基準額 (((1)－(3))と(5)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	7			当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(二十)「40」)×[(9)/(10) 又は (12)/(13)]	14		

個別給与控除額の計算

各連結法人の雇用者給与等支給額の合計額 (別表六の二(二十)「1」)	15	円	連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合	特定新規雇用者基礎数等の合計 (別表六の二(十六)「18」＋「22」＋「26」)	25	人	
当期の終了の日における各連結法人の雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「1」の合計)	16	人		控除対象調整数の計算 移転型地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「20」の合計)	26		
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合 控除対象特定地域基準雇用者数 (別表六の二(十六)「9」)	17			対象移転型特定新規雇用者数等の合計 (別表六の二(十六)「20」＋「24」＋「28」)	27		
				控除対象調整数の計算 控除対象調整数 (26)－(27) (マイナスの場合は0)	28		
各連結法人の特定地域基準雇用者数に係る個別帰属割合 別表六の二(十六)付表一「12」/別表六の二(十六)「7」	18			控除対象者数の合計 (((25)＋(28))と別表六の二(十六)「16」のうち少ない数)	29		
				個別特定新規雇用者数等の合計 (別表六の二(十六)付表一「22」＋「29」＋「31」)	30		
調整後の地方事業所基準雇用者数の合計 (別表六の二(十六)「16」)	19	人		個別控除対象調整数の計算 移転型地方事業所基準雇用者数 (別表六の二(十六)付表一「20」)	31		
各連結法人の地方事業所基準雇用者数に係る個別帰属割合 別表六の二(十六)付表一「17」/各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計	20			個別移転型特定新規雇用者数等の合計 (別表六の二(十六)付表一「24」＋「30」＋「32」)	32		
				個別控除対象調整数の計算 個別控除対象調整数 (31)－(32) (マイナスの場合は0)	33		
当期雇用者給与等支給増加重複基準額 (15)/(16)×((17)×(18)＋(19)×(20))	21	円		個別控除対象者数 (((30)＋(33))と別表六の二(十六)付表一「19」のうち少ない数) (マイナスの場合は0)	34		
過年度雇用者給与等支給増加重複基準額 (46の計)	22			個別控除対象者数の合計 (各連結法人の(34)の合計)	35		
雇用者給与等支給増加重複控除額 ((21)＋(22))×30/100	23			雇用者給与等支給増加重複基準額 (15)/(16)×(29)×(34)/(35)	36	円	
				雇用者給与等支給増加重複控除額 (36)×20又は30/100	37		
個別給与控除額 ((4)と(23)のうち少ない金額)	24			個別給与控除額 ((11)と(37)のうち少ない金額)	38		

過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算

連結事業年度又は事業年度		雇用者給与等支給額 (調整年度の(1))	調整年度終了の日における雇用者の数 (調整年度の別表六の二(十六)付表一「1」)	平均給与等支給額 (40)/(41)	調整地方事業所基準雇用者個別帰属数 (調整年度の((別表六の二(十六)「16」)×(20)))	移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数	過年度重複控除基準雇用者数 ((43)と(44)のうち少ない数) (マイナスの場合は0)	過年度雇用者給与等支給増加重複基準額 (42)×(45)
39		40	41	42	43	44	45	46
調整年度	・ ・ ・ ・	円	人	円	人	人	人	円
	・ ・ ・ ・							
	・ ・ ・ ・							
計								

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）